

コープぐんまと地域見守り活動に関する協定書締結  
見守り活動で地域の安全安心を守る



10月15日(木)、板倉町と生活協同組合コープぐんまとで地域見守り活動に関する協定が締結されました。この協定の締結によりコープぐんまが食品の配達時などの業務中に町内で何らかの異変を察したときには町に連絡する仕組みができました。緊急の場合は警察や消防に通報します。

問合せ 介護高齢係  
■内線 3 2 1

米消費拡大ポスターコンクール  
14作品が入賞しました！



板倉町総合農業振興協議会主催による米消費拡大ポスターコンクールが行われ、14作品が入賞しました。

○協議会長賞(金賞) ▼栗原瑞季(東小) ▼小野田百華(南小)  
○教育長賞(銀賞) ▼船渡ゆづり(南小5年) ▼小野田百華(南小5年)

○佳作(銅賞) ▼根本美海(北小) ▼宇治川希依(北小) ▼岡崎萌乃果(東小) ▼佐川夕奈(東小) ▼高瀬日和(南小) ▼山岸柊翔(南小) ▼石川さくら(西小) ▼狐塚優恵(西小)

※敬称略・順不同  
問合せ 農政係  
■内線 4 1 3

秋季全国火災予防運動  
火災予防のための3つの習慣



『無防備な心に火災がかくれんぼ』  
11月9日(月)から15日(日)まで、秋季全国火災予防運動を実施します。期間中は、板倉

消防署のサイレン吹鳴(期間中の毎朝午前7時)が行われます。火事とお間違えのないようご注意ください。

**火災予防の3つの習慣**

- 寝たばこは絶対やめる。
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す。

問合せ 行政安全係  
■内線 1 2 2

介護慰労金  
自宅で介護をしているかたに支給

介護慰労金は、10月1日を基準日として、次の①〜③に挙げる要件の全てに該当する高齢者を在宅で1年以上継続して介護しているかたに支給されます。

より在宅を離れた期間が100日以内  
支給額 8万円  
(非課税世帯かつ③の要件で在宅を離れた期間が1週間未満の場合は10万円)

持参するもの 認め印、介護者名義の通帳

申請期限 11月13日(金)  
申請先・問合せ 介護高齢係  
■内線 3 2 4

- ① 町内在住で65歳以上
- ② 介護保険の要介護度4または5の状態が1年以上継続
- ③ 介護保険のショートステイ(短期入所)や入院などに

パーソナリティップ調査  
10月下旬から調査票が郵送されます

都市計画や防災、福祉などの分野における今後のまちづくりの基礎資料として利用するため、群馬県、栃木県足利市の22市町村を対象にパーソナリティップ調査を行います。パーソナリティップの調査票が届いた際には、調査へのご協力をお願いします。

内容 みなさんが日頃の生活の中で「いつ」「どこに」「どんな目的で」「どのような交通手段で」移動したかなど「人の1日の動き」を調べるものです。

調査対象者 群馬県、栃木県足利市の22市町村にお住まいの世帯から無作為に選んだ世帯のうち、満5歳以上のかた

調査時期 10月下旬から11月中旬にかけて調査票が郵送されます。

回答方法 ご記入いただいた調査票を同封した返信用封筒で返送するか、インターネット(パソコン)の回答画面から回答してください。

問合せ パーソナリティップ調査



※トリップとは、人がある目的をもって、ある地点からある地点へと移動する単位をトリップと数えます。

サポートセンター  
■0120-702-205  
○群馬県都市計画課  
■027-226-3654

歳末たすけあい運動  
配分希望者の申請をお待ちしています



「歳末たすけあい運動」は、新たな年を迎える時期に支援を必要とするかたたちが、地域で安心して暮らすことができるよう町民の皆様から集められる募金により、義援金・日用品などを配分してみんなで支え合う地域づくりを目的としています。

実施期間 12月1日(火)〜31日(木)  
実施主体 共同募金会板倉町支会・板倉町・板倉町社会福祉協議会

配分対象者(次の①及び②の条件を満たしている世帯)

- ① 11月1日現在で板倉町内に6か月以上居住し、世帯全員が町民税非課税であること
- ② 次の世帯条件のいずれかに該当する世帯

- 満65歳以上のひとり暮らし世帯
- 満65歳以上の高齢者のみの世帯
- 要介護3以上の認定を受けているかたのいる世帯

○ 中学3年生以下の児童を養育しているひとり親(母子・父子)世帯 ※対象となる子の親が世帯主であること

○ 左記の障害者手帳をお持ちのかたがいる世帯

- ・ 身体障害者手帳1・2級
- ・ 療育手帳A
- ・ 精神保健福祉手帳1・2級

○ 特別な事情により民生委員が特に必要と認めた世帯

申請方法 条件を満たしており、配分を希望するかたは、「配分金受給申請書」を板倉町社会福祉協議会、役場福祉課または地区民生委員へ提出してください。「配分金受給申請書」は、板倉町社会福祉協議会、役場福祉課または地区民生委員宅に用意しています。

受付期間 11月4日(水)〜20日(金)  
(土日・祝日は除く)  
午前9時〜午後5時  
問合せ 社会福祉係  
■内線 3 1 1  
○板倉町社会福祉協議会  
■82-13900

第十回特別弔慰金が支給されます

支給対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族で、基準日である平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者等の妻や父母など)がない場合に、次の①〜④に挙げる順番による先順位の遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

- ① 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の父母、孫、祖母、兄弟姉妹
- ④ ①〜③に該当しない戦没者等の三親等内の親族

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債  
請求窓口 役場第二庁舎福祉課  
※請求者により添付書類が異なります。詳細は左記までお問い合わせください  
請求期限 平成30年4月2日  
問合せ 社会福祉係  
■内線 3 1 1

都市計画原案の閲覧と公聴会を実施

対象となる都市計画案  
① 館林都市計画新住宅市街地開発事業の変更(板倉ニュータウン)【県原案】  
② 館林都市計画用途地域及び地区計画の変更(板倉ニュータウン地区)【町原案】

原案の閲覧場所  
原案① 群馬県国土整備部都市計画課、館林土木事務所  
原案② 都市建設課  
閲覧期間 11月6日(金)〜20日(金)  
公聴会の開催日時 11月30日(月) 午後2時  
会場 役場第二庁舎会議室  
公聴会での公述  
公述希望のかたは、閲覧期間中に公述申出書(住所・氏名・年齢・職業・電話番号・原案についての利害関係及び400字以内の意見の要旨を記入したもの。様式自由)を左記まで提出してください。  
公述人の選定 県知事または町長が選定し本人へ通知します※公述人がない場合、公聴会は中止し、その際は11月24日(火)までに都市建設課に掲示します。  
申込先・問合せ 計画管理係  
■内線 4 3 4